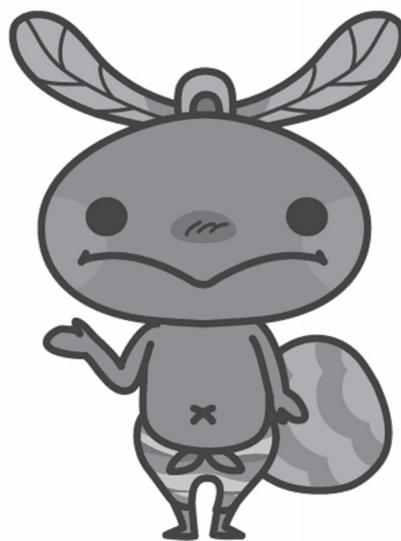


第6期 国東市障がい福祉計画
第2期 国東市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月
国東市

目 次

第1章	福祉計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の基本的な考え方	3
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	4
1	市の人口・世帯状況	4
2	障害者手帳等の所持者数	4
3	地域資源の状況	6
4	障がい関係団体	6
第3章	障がい福祉サービスの目標と見込み量確保のための方策	7
1	訪問系サービス	7
2	日中活動系サービス	9
3	居住系サービス	12
4	相談系サービス	13
5	補装具費の支給	16
第4章	地域生活支援事業の目標と見込み量確保のための方策	17
1	相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）	17
2	移動支援事業	17
3	地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）	18
4	日常生活用具給付事業	19
5	意思疎通支援事業	20
6	手話奉仕員養成研修事業	21
7	理解促進研修・啓発事業	21
8	成年後見人制度利用支援事業	21
9	成年後見制度法人後見支援事業	21
10	自発的活動支援事業	22
11	福祉ホーム事業	22
12	訪問入浴サービス事業	22
13	日中一時支援事業	22
14	発達障害児相談支援事業（巡回相談等）	23
15	自動車改造助成・自動車運転免許取得助成事業	24
16	虐待防止対策事業	24
17	更生訓練費給付事業	24
18	障害支援区分認定等事務	25

第5章 障がい児福祉サービスの目標と見込み量確保のための方策	26
1 基本方針	26
2 目標と見込み量確保のための方策	26

資料編 目次

参考1 国東市内の障がい福祉サービス事業所	29
参考2 障がい福祉サービス等の一覧	30
参考3 国東市の小・中児童生徒数と特別支援学級数 (令和2年度11月現在)	31
国東市の放課後児童クラブ利用人数と障がい加配 (令和2年度11月現在)	31
国東市の保育園・こども園の障がい児入所者数 (令和2年度11月現在)	31
参考4 第6期国東市障がい福祉計画及び 第2期国東市障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	32
参考5 障がい者・児福祉サービス、 地域生活支援事業以外の障がい福祉事業	33
参考6 国東市障がい福祉サービスの周知について	34

第1章 福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

人口の減少が進むわが国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障がい者の高齢化に加え、高齢になってから障がい者になる人の増加、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題を顕在化させています。その他にも、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度を含めた意思決定支援等、障がい者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行う。』こととされました。

本市では、上記の障がい者・障がい児を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より充実した地域生活等を支援することを目指して、「第6期国東市障がい福祉計画及び第2期国東市障がい児福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置づけ

障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、この基本指針に即して市が作成します。

<p>「総合支援法第88条及び第89条」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
<p>「児童福祉法第33条の20及び第33条の22」</p> <p>平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、障がい児サービス等の提供を円滑に実施するために平成30年度より新たに「市町村障がい児福祉計画」の策定をしなければならないものと定められました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2次国東市総合計画（H26～R3）			第3次国東市総合計画（R4～R11）		
第3期国東市地域福祉計画（H30～R4）				第4期国東市地域福祉計画（R5～R9）	
第2期障がい者基本計画（H26～H30）	第3期障がい者基本計画（H31～R5）				
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画（H30～R2）			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画（R3～R5）		
子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）		子ども・子育て支援事業計画（第2期）（R2～R6）			

4 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備
4. 地域共生社会の現実に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系のサービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

(3) 計画が目指す障がい福祉サービス等の提供体制確保に係る目標

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにします。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 市の人口・世帯の状況

国勢調査による本市の人口は、平成7年よりも令和2年度には24.1%減少しています。65歳以上の高齢者人口の比率は42%を超えています。

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口（0～14歳）	5,264	4,738	4,084	3,473	2,796	2,456
生産年齢人口（15～64歳）	20,779	19,365	18,288	16,766	14,184	13,467
高齢者人口（65歳以上）	10,208	11,251	11,661	11,601	11,551	11,592
合計	36,253	35,425	35,425	32,002	28,650	27,515

(単位：%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口（0～14歳）	14.5	13.4	11.9	10.9	9.8	8.9
生産年齢人口（15～64歳）	57.3	54.7	53.5	52.4	49.7	49.0
高齢者人口（65歳以上）	28.2	31.8	34.1	36.3	40.5	42.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ※ 平成7年から平成27年は国勢調査。
- ※ 令和2年は住民基本台帳（R2年3月末日現在）
- ※ 年齢不詳があるため、合計と一致しない年もある。

2 障害者手帳等の所持者数

身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳	1,987	1,964	1,816	1,664
療育手帳	229	237	248	260
精神障害者保健福祉手帳	188	205	243	275

- ※ 各年度3月31日現在 手帳を取得されている人数

(1) 身体障害者手帳 (※ 1・2級は重度)

身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあります。障がいの種別では、肢体不自由が半数を占めています。

【 級 別 】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	528	545	497	484
2級	222	217	194	192
3級	412	396	347	332
4級	502	483	442	332
5級	147	145	151	146
6級	176	178	185	178
合 計	1,987	1,964	1,816	1,664

【 障がい種別 】

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	105	109	91	89
聴覚・平衡機能障害	228	237	236	236
音声・言語機能障害	19	19	19	15
肢体不自由	1,100	1,058	972	828
内部障害	535	541	498	496
合 計	1,987	1,964	1,816	1,664

(2) 療育手帳 (※ Aは重度)

療育手帳所持者数は、平成28年度からの推移をみると、緩やかに増加傾向にあります。「療育B」の増加率が若干高くなっています。

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療育 A	61	63	58	61
療育 B	168	174	190	199
合 計	229	237	248	260

(3) 精神障害者保健福祉手帳 (※ 1級は重度)

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	12	10	11	14
2級	131	147	181	202
3級	45	48	51	59
合計	188	205	243	275

(4) 精神通院医療助成受給者

精神通院医療費助成受給者数は、増加傾向にありましたが、令和元年度では一端減少しています。一時的な更新時期の都合かどうか今後の集計結果を見ていく必要があります。

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数	529	543	593	479

※ 手帳の取得は必要ありません。平成31年3月1日より1年間コロナ感染拡大防止の対応として、更新を1年間延長できる対応を取っています。

3 地域資源の状況

- (1) 障がい福祉サービス等提供事業所
別紙資料参照

4 障がい関係団体

- ◎ 国東市身体障害者福祉協議会
- ◎ 手をつなぐ親の会（知的障がい者の家族会）
- ◎ 国東市障がい者相談員

(身体障がい者相談員・知的障がい者相談員：任期2年：市より委嘱)

《平成24年4月1日から県より移譲》

第3章 障がい福祉サービスの目標と見込み量確保のための方策

障がい福祉サービスの必要量の見込みは、国の基本指針に基づき算出し、さらに本市の状況を勘案して見込み量とします。本市においては、障がい福祉サービスの種類によっては利用者が少ないケースもあり、その場合、利用する障がい者数の少しの変動がサービス利用量に大きな影響を与えます。

こうしたことから、サービスの種類によっては以下に示すサービス見込み量は大きく変わることが考えられ、状況に応じて柔軟に対応していくことが必要となります。

1 訪問系サービス

訪問系サービスは、おもに障がい者の居宅にホームヘルパー等が訪問して、サービスを受けるもので、以下の5つのサービスがあります。

事業名	サービス内容	目標と確保のための方策
居宅介護 (ホームヘルパー)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事援助、通院介助等を行います。	<p>○ 現在、訪問系のサービスについては、3事業者が市内でサービスを提供しています。サービス提供できる事業所が減少している状況にあり、今後さらに利用がひっ迫していくことも想定されます。</p> <p>○ 様々な困難事例への対応等を支援するため、国東市障害者地域自立支援協議会を活用し、定期的な協議、調整を行っていきます。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。</p> <p>○ ヘルパーの人材確保のため高齢者支援課で補助金制度を設けましたが、申請がない状況が続いています。資格は持っているが就業していない潜在的な人材の発掘等、人材確保の必要性について、関係機関への啓発を引き続き行います。</p>
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由の方、または重度の知的・精神障がいのある方で行動障害により常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動中の介護等総合的な介護を行います。	
行動援護	常時介護が必要な知的・精神障がいのある人が行動する際に、起きる危険を避けるための援護、外出時の移動の介護等を行います。	
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。	
重度障害者等 包括支援	介護の程度が著しく高い障がいのある人に、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供します。	

現状と課題

訪問系サービスは、第5期の見込み量と実績を比較すると項目によりばらつきが出ています。ニーズの移り変わりに柔軟に対応できるよう多様なサービス資源確保を図らなくてはならないと読み取れます。

また、ヘルパーの人材不足は解消の見込が困難な状況が続いています。

今後のサービスの見込み量

施設や病院からの地域移行や在宅での生活を希望する人のため共生社会の実現に向け、全体的には利用者数・利用時間数を微増で見込んでいます。

■ 訪問系サービスの年度別実績・見込み量 ■

		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
居宅介護	利用者数 (人/月)	17	(17) 17	(18) 14	(18) 14	14	14	14
	時間数 (時間/月)	102	(120) 116	(127) 112	(127) 114	120	120	120
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	0	(1) 3	(1) 3	(1) 3	3	3	3
	時間数 (時間/月)	0	(40) 73	(40) 204	(40) 160	200	200	200
行動援護	利用者数 (人/月)	1	(2) 1	(2) 2	(2) 1	2	2	3
	時間数 (時間/月)	5	(16) 7	(16) 9	(16) 7	10	10	10
同行援護	利用者数 (人/月)	2	(2) 2	(2) 2	(2) 2	2	2	3
	時間数 (時間/月)	21	(38) 11	(38) 14	(38) 3	15	15	15
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	0	0
	時間数 (時間/月)	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0	0	0

2 日中活動系サービス

入所施設または病院を入所、入院している障がい者が地域社会と自然に交わりながら生活できるよう、入所施設や病院で24時間暮らす従来のサービス提供のあり方を見直し、日中活動系と居住系サービスを区分するようになっていきます。

日中活動系サービスは、障がい者が施設等へ出向いて、あるいは入所者が施設で日中（昼間）に受けるサービスで、8つのサービスがあります。

事業名	サービス内容	目標と確保のための方策
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。（重度障がい者のデイサービス）	○ 一般就労することが困難な障がい者に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討するとともに、利用者の希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービス量が提供できるよう事業者との調整を図り、サービス基盤の整備を進めていきます。
自立訓練 （機能訓練）	入所施設または病院を退所、退院した人もしくは特別支援学校を卒業した人で、身体障がいまたは難病等の人に対し、地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等が必要な訓練等を施設やサービス事業所において、リハビリテーションなどを行うサービスです。	○ 就労支援においては、利用者に支払う工賃のアップも1つの目標であり、そのためには安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、施設の自主製品の発注促進や販路拡大等への支援を行っていくとともに、官公需にかかる福祉施設の受注についても機会の拡大に努め、収入の安定と雇用の創出を図っていきます。
自立訓練 （生活訓練）	入所施設または病院を退所、退院した人もしくは特別支援学校を卒業した知的・精神障がいの人に対し、地域生活を営む上で必要な訓練等を行うサービスです。	○ 官公需における優先調達金額は、市民病院へのB型施設外就労が大きく貢献し、県内でも高水準を維持できています。
就労移行支援	一般企業への就労や在宅での就労を希望する人に対し、一定期間、事業所内や企業における作業や実習、一般就労に必要な知識、能力の養成、適性にあった職場探しなどの就労支援を行うサービスです。	○ 就労継続支援B型の利用者が増加傾向にあります。給付費の増額に対応できる予算確保を図ります。
就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業で一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、一般企業を離職した人、就労経験がある人に、就労や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上等を図る訓練を行うサービスです。	

就労継続支援 B型 (非雇用型)	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援事業で一般企業への雇用に結びつかなかった人、一般企業等で就労経験がある人で年齢や体力の面から雇用されることが困難な人、一定の年齢に達している人に、就労や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上等を図る訓練を行うサービスです。	
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。 (重度障がい者の医療的ケアを含むデイサービス) ALS、筋ジストロフィー患者などを対象	
短期入所 (ショート ステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合、障がい者・児に対し、短期間、施設等において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	

現状と課題

日中活動系サービスは毎年のように増加傾向にあります。

自立訓練（機能）については本市において提供する事業所がなく、利用者数についても少ないのが現状です。

就労移行支援については、国東市内の提供事業所がなくなったため、市外施設利用者だけとなり、利用者数をほぼ横ばいと見込んでいます。

就労継続支援については、就労訓練の場、日中の生活の場として利用している人が多く、利用者も増加傾向にあります。特に就労継続支援B型については、見込みを大きく超えています。

しかし、依然として自立訓練（機能・生活）、短期入所を提供する事業所が少ないのが現状であり、多様化するニーズに対応するため、事業所の整備が必要と考えます。

今後のサービスの見込み量

国東市内において2事業所あったA型事業所がB型事業所と変更しています。5期計画では、B型事業所の利用者の増加とA型事業所の利用者の減少を見込んでいました。実績としてはB型事業所は大きく増加し、A型事業所は平成30年度で大きく減ったもののその後は微増を続けています。

市内でも短期入所施設を提供する事業所は少し増えており、日中活動の場は少しずつ整備されつつあります。そのため利用量の微増を見込んでいます。

■ 日中活動系サービスの年度別実績・見込み量 ■

		29年度	30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
		実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
生活介護	利用者数 (人/月)	7	(77) 67	(78) 67	(80) 68	70	70	70
	日数 (人日/月)	1,337	(1543) 1,321	(1563) 1,344	(1603) 1,333	1,500	1,500	1,500
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	1	(2) 1	(2) 1	(2) 3	3	3	3
	日数 (人日/月)	4	(48) 7	(48) 28	(72) 66	65	65	65
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	1	(3) 0	(3) 1	(4) 1	2	2	2
	日数 (人日/月)	16	(38) 0	(38) 9	(50) 1	10	10	10
就労移行支援	利用者数 (人/月)	3	(5) 4	(7) 3	(7) 5	4	4	4
	日数 (人日/月)	58	(105) 60	(144) 51	(144) 119	100	100	100
就労継続支援 A型 (雇用型・ 非雇用型)	利用者数 (人/月)	32	(25) 19	(25) 18	(25) 19	20	20	25
	日数 (人日/月)	616	(493) 362	(493) 337	(493) 359	400	400	500
就労継続支援 B型 (非雇用型)	利用者数 (人/月)	154	(170) 177	(173) 180	(175) 174	180	180	200
	日数 (人日/月)	2810	(3032) 3189	(3085) 3302	(3121) 3220	3,500	3,500	3,600
療養介護	利用者数 (人/月)	18	(17) 18	(17) 18	(17) 20	21	21	21
	日数 (人日/月)	536	(496) 537	(496) 562	(465) 601	605	605	605
短期入所	利用者数 (人/月)	7	(9) 6	(9) 4	(9) 3	5	5	7
	日数 (人日/月)	59	(100) 37	(100) 26	(100) 20	40	40	50

3 居住系サービス

居住系サービスについては、施設支援から地域生活支援への転換を目指して、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図り、入所施設からの転換を進めています。

事業名	サービス内容	目標と確保のための方策
共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活介護が共同生活援助に一元化されました。介護が必要な人には、施設内の世話人、生活支援員によってサービスを提供します（介護サービス包括型）。また、ヘルパーを外部に委託（外部サービス利用型）する場合があります。	○ 本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」を基本目標としていることから、その受け皿のひとつとなるグループホームの整備を推進していきます。 また、グループホーム等の整備や利用に対する事業者や障がい者の不安を解消するため、グループホーム等の空き室を利用した生活体験事業の有効的な活用を図り、地域生活への移行が円滑に行えるよう努めていきます。
宿泊型自立訓練	知的・精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談、助言などの必要な支援を行います。 このサービスでは、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。	○ グループホームについては、事業所における建設資金等の支援策として国の補助事業を活用した基盤整備を推進していきます。また、建設用地の確保についても、整備していく上での大きな障壁となっていることから、県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、公営住宅や民間賃貸住宅など、既存の社会資源の活用を促進し、官民一体となった整備に関する環境づくりを進めていきます。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。また、「自立訓練」や「就労移行支援」を受けている人で、単身の生活が困難または通所が困難な人に、夜間の居住の場などを提供し支援を行います。	○施設入所支援については、入所者の地域生活への移行を推進するとともに、真に入所サービスを必要とする障がい者がスムーズに利用できるよう、サービス事業者と連携を図っていきます。

現状と課題

障害者総合支援法の改正により、共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。利用者については、少しずつ増加している現状です。地域で暮らすという共生社会の実現に向け、少しずつ歩んでいると見れます。宿泊型自立訓練については地域で自立した生活を送りたいというニーズがあるため利用者が微増傾向にあります。

施設入所支援では、今後大きな増減はないと思われませんが、より一層の地域移行の促進

と、利用者の高齢化に伴う、高齢者介護保険施設等への移行が課題となっています。

今後のサービスの見込み量

居住系サービスについては大きな利用者の増減はないと思われませんが、在宅生活継続が困難な人の増加、施設から地域生活への移行なども勘案し、利用者数を見込んでいます。

グループホームについて、平成29年度に1カ所開設する等で市内の利用定員も少し増えてきました。今後も整備をすすめていくことが求められています。

■ 居住系サービスの年度別実績・見込み量 ■

		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	66	(63) 75	(64) 84	(65) 84	85	87	87
宿泊型自立 訓練	利用者数 (人/月)	1	(0) 0	(0) 1	(0) 3	2	2	2
施設入所支援	利用者数 (人/月)	56	(58) 56	(58) 55	(57) 55	57	57	56

※ 障害者総合支援法の改正に伴い、平成26年4月から共同生活介護が共同生活援助に一元化されました。

4 相談系サービス

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要です。

平成24年4月1日施行の障害者自立支援法の改正により、相談支援の充実が図られ、市町村が指定する指定特定相談支援事業者は「計画相談支援」としてサービス等利用計画案を作成することとなり、また都道府県が指定する指定一般相談支援事業者は、「地域相談支援」として地域生活の準備のための外出への同行支援、入居支援（地域移行支援）及び24時間の相談支援体制等（地域定着支援）を行うこととなり、併せて、支給決定プロセスの見直しを図るとともに、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大されました。

なお、支給決定時のサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を受けた場合には、指定特定相談支援事業者に対し計画相談支援給付費が支給されるため、利用者負担はありません。

事業名	サービス内容	確保のための方策・目標
計画相談支援	障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者の意向・心身の状況・環境等を勘案し、すべての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者の「サービス等利用計画」及び「モニタリング」を作成します。	○ 指定相談事業者と連携を密にして、適切な利用計画を提供できるように、相談支援体制の充実に努めます。
地域移行支援	施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者の住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談や、外出時や宿泊体験の同行、サービスなどの体験利用などの支援を行います。	○ 相談支援事業所やサービス提供事業者と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。 ○ 精神科病院からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるように、退院者・退所者を重点的に支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。 このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行います。	

現状と課題

平成24年度以降の改正障害者自立支援法に基づく「計画相談支援」においては、「障がい福祉サービス」を利用するすべての障がい者・児について、サービス等利用計画案を作成し、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、よりきめ細やかに対応するためモニタリング（聞き取り）を行うこととなっています。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実に努めます。

今後のサービスの見込み量

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めることとします。

■ 相談支援の年度別実績・見込み量 ■

特定計画相談支援	29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
実利用者数(人/月)	32	33	33	35	40	40	45

	29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
地域移行支援 実利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1	2
地域定着支援 実利用者数(人/月)	1	※1	0	1	1	1	2

※注) 年間の利用人数を月割りすると0.5未満となり、四捨五入すると「0」となるため、繰り上げて「1」としています。

5 補装具費の支給

障がい者の身体機能を補完、または代替し、長期間にわたり継続使用される等の補装具には、補装具費（購入、修理）が支給されます。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

■ 補装具費支給実績・見込み件数 ■

	29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
合計	92	106	85	81	91	89	82
義肢	7	4	3	2	3	3	3
装具	9	19	12	13	13	13	13
座位保持装置	5	6	3	3	2	2	2
盲人安全つえ	0	2	2	0	1	1	1
義眼	0	0	0	0	0	0	0
眼鏡	0	1	0	0	0	0	0
補聴器	47	35	36	24	36	35	33
車椅子	20	32	25	32	30	30	25
電動車椅子	3	4	3	2	3	2	2
座位保持椅子	0	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0	0
歩行器	0	2	0	4	2	2	2
頭部保持具	0	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	1	1	1	1	1	1	1
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0	0	0	0	0

第4章 地域生活支援事業の目標と見込み量確保のための方策

地域生活支援事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業（平成24年度から）が必須事業になっており、本市ではその他いくつかの選択事業を行なっています。それぞれ地域の実情に応じて、柔軟に実施されています。

1 相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業）

相談支援事業は障がい者の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行なうことで、自立した生活が送れるようにする支援のことです。

現状と課題

相談支援事業については、2事業所が地域の障がいのある人たちに対して、日常生活における相談や様々な支援を行っています。

障がい者やその人の家族が困った時、悩んだ時、苦しい時に電話・面接で相談して、ご本人の主体性を第一にしながら支援を受けることが出来ます。必要に応じて、ご自宅・病院・役所等への訪問や同行なども行っていきます。日常生活での悩み、不安を共に考え、その方の持つ様々なニーズにご自身で取り組んで行けるよう、側面から支援を行います。

また、相談支援事業を効果的に進めるための国東市障がい者地域自立支援協議会と協力し、①地域の方々に対する普及啓発 ②地域の関係者との課題共有 ③地域の福祉力の向上等、地域における障がい福祉システムづくりに向け協議を重ねています。

令和2年度中には地域生活支援拠点等の整備として、「相談」と「緊急時の対応」の2機能の稼働を始めました。今後も、今ある資源の活用を中心に整備・充実を図っていきます。

2 移動支援事業

本事業は地域生活支援事業の必須事業のひとつであり、屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

事業は委託で実施し、利用料は所得等に応じ原則1割負担となります。

実施方法としては、以下のようなケースが考えられますが、市の判断により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な対応ができるようになっています。

- 個別支援型 ・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
- グループ支援型 ・ 複数の障がい者への同時支援
・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
- 車両移送型 ・ 福祉バス等車両の巡回による送迎
・ 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

現状と課題

当市での実施状況は、下記事業種の内、個別支援型のみの実績となっています。様々なニーズに対応するため、今後は地域における柔軟な対応の検討を図ります。

今後のサービスの見込み量

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実績が落ち込みましたが、今後も利用者は横ばいで推移していくと見込まれます。

■ 移動支援事業の実績・見込み ■

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
実利用者数	13	(16) 12	(16) 13	(16) 8	13	13	13
時間数(時間/年)	403	(500) 436	(500) 350	(500) 120	400	400	400

3 地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型）

本事業は地域生活支援事業の必須事業のひとつであり、障がい者等が通い、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

地域活動センターは以下の3種類がありますが、本市では地域活動支援センターⅠ型を市内1箇所、Ⅱ型は市内1箇所と市外3箇所を実施しています。

①地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施しています。

③地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する適所による援護事業（以下「小規模作業所」という。）の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている団体で、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施しています。

現状と課題

平成25年に市内にⅡ型事業所が開設したため、利用者が大幅に伸びました。今後の利用者は横ばいで推移すると考えられます。地域活動支援センター事業では、地域バランスや障がい種別等、利用者のニーズに対応した活動内容の充実などが求められています。

今後のサービス見込量

Ⅰ型、Ⅱ型については、横ばいで推移していくと見込まれます。

■ 地域活動支援センターの利用見込み人数 ■

		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
Ⅰ型	実利用者数 (人/年)	38	(50) 35	(50) 40	(50) 40	40	40	40
Ⅱ型	実利用者数 (人/年)	28	(30) 28	(30) 26	(30) 27	30	30	30

4 日常生活用具給付事業

本事業は地域生活支援事業の必須事業のひとつであり、重度障がい者・児に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

事業は給付で実施し、利用料は世帯の所得等に応じ原則1割負担となります。

現状と課題

日常生活用具給付事業で取り扱う品目は、多種多様であり、耐用年数等の関係から利用実績等についてはばらつきがあります。排泄支援用具等や、情報・意思疎通支援用具で平成27年度より新たに追加した「人工内耳対外装置」「人工内耳用電池」等ニーズに沿った給付をしていく必要があります。

今後も、障がい者・児一人ひとりの障がい特性、ニーズ等を的確に把握し、必要性等に応じ基準の見直しをするなど、柔軟な対応を行います。

今後のサービス見込量

実績も年々増加傾向にあり、今後も給付の増加が見込まれます。

■ 日常生活用具給付実績・見込み件数 ■

	29年度	30年度	31年度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度
	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込
合 計	820	(866) 744	(866) 734	(866) 1034	773	774	825
①介護・訓練支援用具	2	(2) 3	(2) 1	(2) 1	1	1	1
②自立生活支援用具	3	(2) 8	(2) 2	(2) 18	10	10	10
③在宅療養等支援用具	5	(5) 7	(5) 5	(5) 3	4	5	5
④情報・意思疎通支援用具	3	(24) 3	(24) 5	(24) 9	5	5	6
⑤排泄管理支援用具	804	(830) 722	(830) 718	(830) 1,000	750	750	800
⑥居宅生活動作補助用具	3	(3) 1	(3) 3	(3) 3	3	3	3

5 意思疎通支援事業

本事業は地域生活支援事業の必須事業のひとつであり、聴覚・言語機能・音声機能・その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

事業は委託で実施し、利用料は無料とします。

現状と課題

利用実績としては、年度ごとにばらつきがあります。

個人の利用は病院やPTAなどへ派遣されていますが、利用者はほぼ固定化しており、さらなる周知、広報が必要と考えます。団体からは大会や講演会への派遣が多くなっています。また、市内の手話通訳者は少なく、市外からの派遣が多くなっています。

今後、当該事業をより多くの人たちに周知するとともに、事業の担い手である手話通訳者や要約筆記者の養成や研修の充実が必要と考えます。今後は、手話言語条例の整備にも取り組んでいきます。

今後のサービス見込量

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大会等への派遣が少なかった

たため、実績が落ち込んでいますが、周知徹底と手話通訳者の環境を整えることで、今後も継続して利用が見込まれます。

■ 意思疎通支援事業の利用実績・見込み件数 ■

	29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
件/年間	43	26	16	10	20	20	20

※ 行政機関における聴覚障がい者への意思疎通支援体制を確保するため、市役所内に手話通訳者を設置しています。

《本庁：毎月第2・4木曜日 安岐総合支所：毎月第2・4火曜日》

6 手話奉仕員養成研修事業

平成25年4月1日施行の「障害者総合支援における地域生活支援事業」の中で必須事業となりました。本市では平成25年度から手話奉仕員養成のため、年間47回にわたり講習会を実施しています。手話奉仕員養成のため、今後も講習会を実施し、広報によって多くの人に受講を促します。

7 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすために、住民を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

本市では、地域住民と障がい者が一緒に触れ合い、障がいについての理解を深めていただくイベント「YOU&あいサンフェスタ」を圏域（日出・杵築・国東）で、毎年3月に開催しています。

今後も障がいに対する理解促進、啓発活動を実施していきます。

8 成年後見人制度利用支援事業

障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

近年実績のなかった障がい者の市長申立てが令和2年度は3件発生しました。高齢社会が進み、親なきあと問題の表面化により、今後は増加に転じると予想されます。

9 成年後見制度法人後見支援事業

親族または弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、法人が障がい者本人の保護や支援を行うことができます。平成31年4月より、障がい者も高齢者も法人後見が利用できるように広域型権利擁護センターが稼働開始しました。市民後見人養成講座、後見制度相談会などを開催し、制度の普及啓発とともに市民後見人の養成も継続的に行っていきます。

10 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。精神障がい者国東フォーラムの開催をはじめとする取り組みを今後も支援していきます。

11 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

事業は補助として行い、利用料は契約による負担とします。

現状と課題、今後のサービス見込み量

福祉ホームは共同生活援助（グループホーム）への移行が進み、現在1事業所のみとなっています。今後の動向は不透明ですが、継続しての利用を見込んでいます。

12 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。

事業は委託で行い、利用料は世帯の所得等に応じ原則1割負担とします。

現状と課題、今後のサービス見込み量

現在、利用者が少なく、提供事業所も1ヶ所のみとなっています。潜在的な需要もあると思われますので、今後も引続き周知を行うことが必要と考えます。

13 日中一時支援事業

障がい者・児の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

事業は委託で行い、利用料は世帯の所得等に応じ原則1割負担とします。

現状と課題

日中一時支援の利用者は、ほとんどが障がい児で長期休暇や放課後の居場所として利用していましたが、障がい児通所支援事業所が市内に開設されたため、その多くはそちらに移行しました。成人の障がい者は、軽作業やレクリエーションをしながら日中を過ごしています。

また、日中一時支援の事業所が、市内には1ヶ所しかないため利用者の利便性に配慮できているとはいえません。今後は、希望や心身の状況などを勘案した上で、ニーズに応じたサービスが提供できるよう基盤の整備を進める必要があります。

今後のサービス見込量

平成26年度に児童通所支援事業所が市内に開設されたため、利用者の大半を占めていた障がい児が移行したための落ち込みがあります。しかし、市外の日中一時事業所を利用する児童もいるため、利用は横ばいで推移していくと考えられます。

■ 日中一時支援事業の利用実績・見込み件数 ■

		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			(見込)	(見込)	(見込)			
		実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込
日中一時 支援事業	利用者数 (実人数)	10	(10) 6	(10) 6	(10) 6	8	8	8

14 発達障害児相談支援事業（巡回相談等）

平成23年7月から県の補助事業で開始され、平成25年度から地域生活支援事業に組み込まれることになりました。放課後児童クラブ、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障がいが"気になる"段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とします。

また、平成28年度より、保護者に対し、子どもの客観的な理解の仕方、子育てに臨む自信を身に付けてもらうための「ペアレント・プログラム研修」を実施しています。

本市では1事業所に委託して事業を行っています。

- ① 保育士、幼稚園教諭への情報提供や助言を現場に出向いて行い、障がい児やその保護者への接し方、対応について支援する。
- ② 県や市が行う母子保健事業とも連携し、乳幼児健診や教室、相談会にも関与していく。
- ③ 定期的な連絡会議を開催し、問題提起・事例検討・研修会を行い、現場スタッフを含めた支援技術、質の向上を行う。また、当該事業の評価、企画、提案を行う。
- ④ 入園、入学前後の関係機関との連携を図り、就学時等へのスムーズな情報の引継ぎができるよう支援し、受入側の体制整備に協力する。

現状と課題

巡回支援については、保育園等から小学校や、関係機関へのつながりも必要になるため、各関係機関で情報共有を行い、早い時期から適切な支援が受けられるような体制作りが必要と考えます。また、保育園等からの相談も多くなり、事業の浸透も進んできていると考えます。

平成29年度より巡回訪問支援の対象に放課後児童クラブが加わり、今後は訪問回数、相談件数ともに増加することが考えられます。

また、ペアレント・プログラム研修については、この研修自体を知らない保護者も多く、参加者が伸び悩んでいる現状があります。今後は周知方法を工夫していくことが必要です。

■ 巡回支援専門員整備事業実績・見込み件数 ■

	29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
訪問回数/年間	164回	171回	142回	140回	140回	140回	140回
相談件数	430	471	301	350	400	400	400

15 自動車改造助成・自動車運転免許取得助成事業

肢体不自由者の運転する自動車の制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造に要する費用の一部を補助します。

また、平成28年度より、自動車運転免許取得助成事業を新たに追加しました。障がい者への自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障がい者の就労等、社会活動への参加を促進することを目的としています。

これらの事業は補助として実施し、費用の一部を助成します。

現状と課題、今後のサービス見込み量

改造については新車購入時に行う場合が多く、費用が高額となることが申請の増えない原因のひとつと思われます。今後も周知を継続し、障がい者の社会参加を引き続き支援します。

免許取得助成についても、平成28年度から新たに始まった事業であり、まだ他の事業に比べ浸透していないのが現状です。今後も継続的な周知が必要です。

16 虐待防止対策事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、関連する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制を図ることを目的とした事業です。

本市においては、平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、福祉課障がい者支援係内に「国東市障害者虐待防止センター」を設置しました。

また、障がい者虐待についての啓発や、緊急一時保護を要する虐待事案が発生した場合に、虐待を受けた障がい者の受入れについて支援するため、障がい者支援施設等と予め契約し、居室の確保と一時保護等を行います。

現状と課題

虐待の通報があった場合、さらなる虐待を防止するため、一時的に保護することも考えられます。関係機関と連携を密にしながら機敏に対応することが必要と考えます。

今後も、虐待に関する相談・通報の受付窓口となる「国東市障害者虐待防止センター」の周知と虐待防止に関する啓発活動の強化に努めます。

17 更生訓練費給付事業

昭和43年6月28日社更発第142号「身体障害者福祉法による更生訓練費の支給について」に基づき実施する事業です。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援または、自立訓練事業を利用している人並びに身体障害者更生援護施設に入所している人で生活保護受給対象者に、訓練に必要な文房具や参考図書等を購入するための費用を支給します。

現状と課題、今後のサービス見込み量

現在、利用者は生活保護受給者に限定されているため、利用者はいません。今後は各関係者に周知を継続し、障がい者の社会復帰を支援します。

18 障害支援区分認定等事務

障がい福祉サービスの介護給付費を利用する場合障害支援区分が必要となり、訪問調査や医師意見書をもとに有識者による審査会を開催し、区分を審査します。円滑な運営と、区分のスムーズな認定に努めます。

■ その他任意事業の利用実績・見込み件数 ■

		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実績	(見込) 実績	(見込) 実績	(見込) 見込	見込	見込	見込
福祉ホーム 事業	利用者数 (実人数)	2	(2) 2	(2) 2	(2) 2	2	2	2
自動車改造・自 動車運転免許取 得助成事業	利用者数 (実人数)	2	(2) 3	(2) 3	(2) 4	3	3	3
訪問入浴事業	利用者数 (実人数)	1	(1) 2	(1) 2	(1) 2	2	2	3
更生訓練費 給付事業	利用者数 (実人数)	0	(1) 0	(1) 0	(1) 0	0	1	1

第5章 障がい児福祉サービスの目標と見込み量確保のための方策

1 基本方針

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等を目指します。さらに、障がいの有無にかかわらずに児童がともに成長できるよう、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を促進します。

また、国東市障がい者地域自立支援協議会の部会で医療的ケア児の受け入れ体制について取組んでおり、医療的ケア児コーディネーター、支援学校、国東保健部、医療機関、医療担当課、保育担当、障がい福祉担当と幅広く連携し協議を重ねています。

2 目標と見込み量確保のための方策

障がい児支援の強化を図るため、障がい種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化されることとなりました。障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成23年度までは障害者自立支援法に位置づけられていた「児童デイサービス」は、平成24年度からは、児童福祉法に基づく障がい児通所支援として、「児童発達支援」または「放課後等デイサービス」などの事業として実施されることとなりました。

市内では、平成26年に「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」事業所が開設され、さらに平成30年度、令和元年度と障がい児通所支援事業所が増え、サービスも拡充されました。

事業名	サービス内容	目標と確保のための方策
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	○ 未就学児に対しては、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対して施設を訪問して支援する等、地域の身近な障がい児支援窓口として対応できるよう、適切な助言、指導に努めます。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児の発達支援及び治療を行います。	○ 就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。
放課後等デイサービス	学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児が対象となります。生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	

保育所等訪問支援	保育所、その他集団生活を営む施設として厚生労働省令で定める施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児が対象です。障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	○ また、学校と放課後等デイサービスとのサービスの一貫性が必要なことから、学校と事業所との連携・協働による体制整備を支援します。
障がい児相談支援	自立した生活を支え、様々な課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、「障害児支援利用計画」の作成をし、「モニタリング」によりきめ細かい支援を行います。対象となるのは、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児となります。	

現状と課題

障がい児支援については乳幼児期から青年期まで一貫した支援が受けられることが必要と考えられます。身近な地域で特性に応じた療育支援が受けられることが重要です。本市においては平成25年までは市外の障害児通所事業所に通所していました。平成26年に「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を提供する事業所が開所し、すでに多くの障がい児が通所支援を利用しています。また、平成30年度より「放課後等デイサービス」を提供する事業所が増えるなど、利用者が急増加しています。

今後のサービスの見込み量

今後も保護者等の児童を取り巻く環境への啓発が進み、施設利用への理解から利用者が増加すると思われ、医療、保健、教育などの関係機関同士が連携して支援をしていくことが重要と考えます。

■ 児童発達支援サービスの年度別実績・見込み量 ■

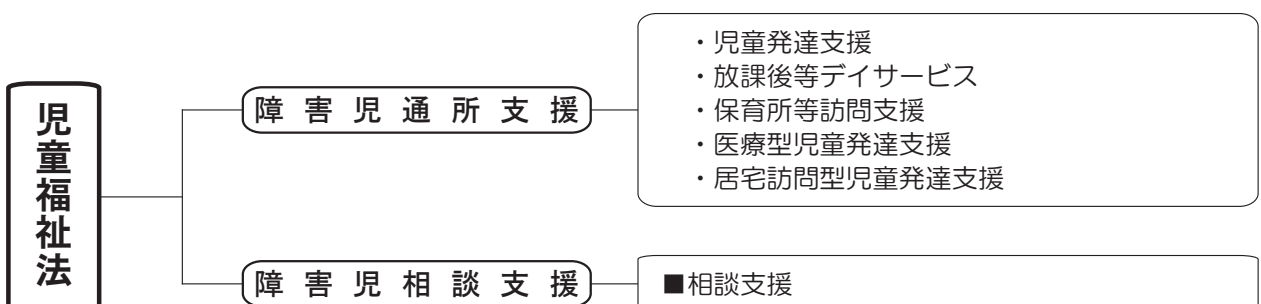
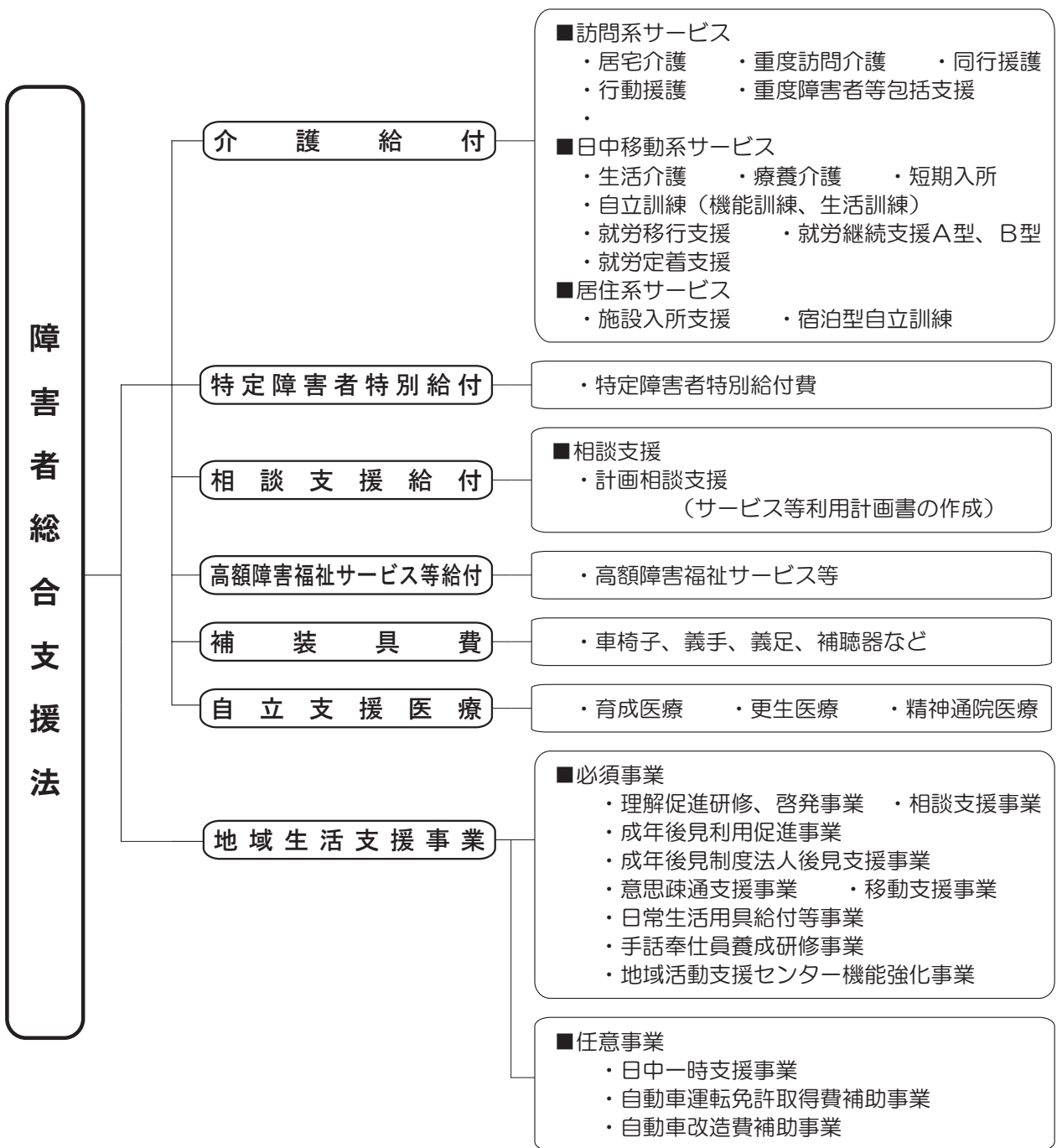
		29年度 (実績)	30年度 (実績)	R1年度 (実績)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
児童発達支援	利用者数(人/月)	6	4	7	18	20	20	20
	日数(人日/月)	41	41	46	148	150	150	150
医療型児童 発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数(人/月)	21	27	37	45	50	50	50
	日数(人日/月)	203	327	513	704	750	750	750
保育所等 訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	1
	日数(人日/月)	0	0	0	0	0	2	2
障がい児相談 支援	実利用者数 (人/月)	3	3	4	7	8	8	8

資料編 目次

参考1	国東市内の障がい福祉サービス事業所	29
参考2	障がい福祉サービス等の一覧	30
参考3	国東市の小・中児童生徒数と特別支援学級数（令和2年度）	31
	国東市の放課後児童クラブ利用人数と障がい加配 （令和2年11月現在）	31
	国東市の保育園・こども園の障がい児入所者数 （令和2年11月現在）	31
参考4	第6期国東市障がい福祉計画及び 第2期国東市障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	32
参考5	障がい者・児福祉サービス、 地域生活支援事業以外の障がい福祉事業	33
参考6	国東市障がい福祉サービス等の周知について	34

国東市内の障がい福祉サービス事業所（令和2年11月現在）

法人名	施設名	事業名	住所	TEL
社会福祉法人 秀溪園	秀溪園	就労継続支援B型	武蔵町手野1065番地2	0978-69-0101
		居宅介護（基準該当事業所）		
		日中一時支援事業		
		移動支援事業		
		地域活動支援センター（Ⅱ型）		
		児童発達支援事業 放課後等デイサービス		
		放課後等デイサービス		
		相談支援事業（居住サポート事業）		
		共同生活援助（グループホーム）		
		共同生活援助（グループホーム）		
社会福祉法人 共生荘	障がい者サポートセンター 三角ベース	相談支援事業（居住サポート事業）	安岐町下山口63番地2	0978-64-7533
		就労継続支援B型		
		生活介護		
		地域活動支援センター（Ⅰ型）		
		共同生活援助（グループホーム）		
		短期入所		
		共同生活援助（グループホーム）		
		就労継続支援B型		
		共同生活援助（グループホーム）		
		共同生活援助（グループホーム）		
NPO法人 輝くピアホーム	輝くピアホーム	共同生活援助（グループホーム）	安岐町下原508番地101	0978-67-0038
		就労継続支援B型		
		共同生活援助（グループホーム）		
		共同生活援助（グループホーム）		
		共同生活援助（グループホーム）		
		短期入所		
		共同生活援助（グループホーム）		
		就労継続支援B型		
		共同生活援助（グループホーム）		
		共同生活援助（グループホーム）		
社会福祉法人 安岐の郷	鈴鳴荘	短期入所	安岐町下山口58番地	0978-67-2626
		居宅介護（なのみ）		
		生活介護（基準該当事業所：3箇所）		
		移動支援事業（なのみ）		
		重度訪問介護（なのみ）		
		訪問入浴サービス事業（なのみ）		
		居宅介護		
		重度訪問介護		
		同行援護		
		就労継続支援B型		
社会福祉法人 国東市社会福祉協議会	くにさきケアセンターたんぼほ くにさきケアセンターなのみ くにさきケアセンターなのはな	居宅介護（なのみ）	（たんぼほ） 国見町伊美2225番地1 （なのみ） 国東町浜崎2757番地5 （なのみ） 武蔵町古市1086番地1	0978-82-1107 0978-74-1151 0978-68-1976
		生活介護（基準該当事業所：3箇所）		
		移動支援事業（なのみ）		
		重度訪問介護（なのみ）		
		訪問入浴サービス事業（なのみ）		
		居宅介護		
		重度訪問介護		
		同行援護		
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
JAおおいだ	国東福祉サービスセンター	居宅介護	国東町鶴川56番地1	0978-72-3970
		重度訪問介護		
		同行援護		
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
		共同生活援助（グループホーム）		
		短期入所		
		放課後等デイサービス		
一般社団法人 福聚荘 株式会社 えがお 株式会社 国東半島松本農園 合同会社 ホウエン 医療法人二豊会 国見病院 株式会社創翔の里 医療法人 ほとけの里	福聚荘 えがお 国東半島 松本農園 ホウエン あじさい 放課後等デイサービス かほすの丘 武蔵 放課後等デイサービス かほすの丘 国東 Plusはるかぜ	就労継続支援B型	国東町富来浦1603番地 国東町川原703番地 武蔵町内田974番地1 武蔵町糸原2366番地 国見町竹田津3589番地1 武蔵町内田67番地2 武蔵町古市291番地1 国東町来浦2798番地	0978-74-0550 0978-72-2031 0978-69-0880 0978-97-2605 0978-84-0160 0978-68-1010 0978-68-0140 0978-77-0059
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
		就労継続支援B型		
		共同生活援助（グループホーム）		
		短期入所		
		放課後等デイサービス		
		児童発達支援事業 放課後等デイサービス		
		短期入所		
		短期入所		



国東市の小・中児童生徒数と特別支援学級数（令和2年度11月現在）

（単位：人）

（単位：学級）

区 分	児童生徒数	学級数	特別支援学級数			学級数合計
			知的	情緒	弱視	
小学校	1,055	55	8	3	0	66
中学校	545	19	4	0	1	24
合 計	1,600	74	12	3	1	90

国東市の放課後児童クラブ利用人数と障がい加配（令和2年度11月現在）

（単位：箇所）

（単位：人）

	児童クラブ数	利用人数（実績）	障がい加配（有・無）
国 見	3	45	無
国 東	5	168	有
武 蔵	1	75	無
安 岐	3	129	有

国東市の保育園・こども園の障がい児入所者数（令和2年度11月現在）

（単位：人）

年 齢	人 数
1 歳児	0
4 歳児	6
5 歳児	1

（手帳所持者のみ）

第6期国東市障がい福祉計画及び第2期国東市障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属等
1	岩井今朝信	国東市身体障害者福祉協議会 会長
2	寺岡 剛	くにさき手をつなぐ親の会 会長
3	松吉 鈴美	国東市知的障がい者相談員
4	大上 文紘	国東市民生委員・児童委員連合会 会長
5	佐藤 健	くにさき地区個性教育研究会 会長
6	古城芙美枝	社会福祉法人 秀溪会 理事長
7	荘司 壽子	社会福祉法人 共生荘 理事長
8	川野 公香	NPO法人 輝くピアホーム 施設長
9	森 秀映	一般社団法人 福聚荘 理事長
10	松丸 文夫	株式会社 えがお 管理者
11	松本 章	株式会社 国東半島松本農園 施設長
12	帯刀 智	合同会社 ホウエン 代表
13	麻生 拓之	社会福祉法人 国東市社会福祉協議会 常務理事
14	疋田 利恵	大分県東部保健所国東保健部 部長

敬称略

■ 障がい者・児福祉サービス、地域生活支援事業以外の障がい福祉事業 ■

《 国の事業 》

- ◎ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）
- ◎ 障がい者総合支援医療（療養介護医療）
- ◎ 特別障害者等給付事業（特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当）
（特別障害児扶養手当）
- ◎ 自殺予防対策強化事業

《 県の事業 》

- ◎ 在宅重度障がい者住宅整備事業
- ◎ 軽度・中度聴覚障がい児支援事業
- ◎ 重度心身障害者医療費給付事業
- ◎ 小児慢性特定疾患児等日常生活用具給付事業

《 市の事業 》

- ◎ 障害者手帳等取得助成事業
- ◎ 障がい福祉サービス利用者負担金助成事業
- ◎ 障がい者等軽度生活援助事業
- ◎ 障がい者支援施設等整備事業
- ◎ 成年後見制度利用支援事業
- ◎ 国東市介護者手当支給事業

■ 国東市障がい福祉サービス等の周知について ■

皆様に知ってもらふことの大切さ！

福祉サービスや手当など皆様に知ってもらって、はじめて制度をつくった価値が生まれます。

広く周知するために、いろいろな手段を使ってお知らせしていくのですが、本当に必要な人へすみずみまで伝わっていくことはとても難しいことでもあります。

文字で見ても心にとどまらなかったり、音で聞いてもなんのことかわからなかったりします。人伝いに丁寧に伝えていくことが大切だとも考えます。

皆様に伝えることの大切さを踏まえ、益々の周知を行っていきます。

◆ 広く皆さんへの周知・・・

- ・ 国東市報、国東市ホームページ、ケーブルテレビ等の利用
- ・ 相談会、各種協議会の集まり等でのお知らせ

◆ 支援（事業所・施設）している方々への周知・・・

- ・ 事業所に向けて研修会（国東市障がい者地域自立支援協議会等）
- ・ 相談支援事業所による巡回訪問等にて説明

◆ その他

- ・ 障がい福祉のしおりの配布
- ・ 障がい福祉制度のパンフレット作成

★障がい福祉に関するお問い合わせは下記になります。

《平日 8:30～17:00》

国東市役所 福祉課 障がい者支援係まで

国東市役所 電話番号 0978-72-1111

福祉課直通電話 直通電話 0978-72-5164

(FAX 0978-72-5171)

《24時間365日対応》

障がい者生活支援センター タイレシ 0978-69-0539

障がい者サポートセンター 三角ベース 0978-64-7533

第6期国東市障がい福祉計画・第2期国東市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 国東市福祉課
〒873-0503
大分県国東市国東町鶴川1149番地
電話 0978-72-1111